

## 所有権移転（売買）

義務者（売主）	権利者（買主）
1．登記原因証明情報 2．権利証（又は登記識別情報） 3．印鑑証明書 4．委任状（実印） 5．資格証明書又は会社謄本 （所有者が会社の場合） 6．固定資産税評価証明書（都税事務所 所で取得できます。）	1．委任状 2．住民票 3．資格証明書又は会社謄本 （買主が会社の場合）
<p style="text-align: center;">取引の1週間位前までに売買契約書、固定資産税評価証明書、登記簿謄本の各写しと仲介業者の電話番号をお知らせください。（<u>住宅用家屋証明書</u>の手配・登記費用計算のため）</p> <p style="text-align: right;">マイホーム証明のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「売主が、権利証（登記識別情報）を紛失した」</li> <li>・「金融機関がうっかり抹消の登記済契約書を紛失した」</li> </ul> <p>以上のような場合には、司法書士の本人確認情報の提供が必要となりますので、当事務所へ相談してください。</p>	
<b>登録免許税</b>	土地固定資産税評価額の金額 × 1,000分の10 建物固定資産税評価額の金額 × 1,000分の20 （住宅用家屋証明書適用物件は、×1,000分の3 ちなみに、住宅用家屋証明書があれば、住宅ローンによる当該土地・建物への抵当権設定の登録免許税は、1000分の1となります。）